

### 組合員の皆様

2020年8月12日

## 中国の「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」の改正（2020年9月1日施行）について

### 要旨

中国における現行の「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」（2015年改正）は、固形廃棄物（特定の輸入許可を得ている場合を除く）と有害廃棄物のいずれについても、その輸入・投棄・処分を禁止しています。現在輸入が禁止されている固形廃棄物および有害廃棄物ならびに輸入許可が必要な固形廃棄物については、中国の管轄部門が公表している各リストに記載されています（下記をご参照ください）。この許可制度は2011年8月1日から施行されています。

2020年9月1日に施行される「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」の新たな改正（以下、「新改正法」という）では、禁止されている固形廃棄物を輸入した場合または適切な輸入許可を得なかった場合、当該固形廃棄物の返還と処分について、運送人と輸入業者の双方に連帯責任を課すとともに、違反による罰金の額を大幅に引き上げています。

中国は2020年後半には固形廃棄物の輸入削減を予定しており、2021年1月1日以降は、中国への全ての固形廃棄物の輸入が禁止されることにご注意ください。そのため、2021年1月1日をもって固形廃棄物の輸入許可制度そのものがなくなります。

### 2020年の改正

中国への輸入・投棄・処分が禁止されている固形廃棄物または輸入許可が必要な固形廃棄物は、2017年および2018年に中国国務院の管轄部門が公表し、その後調整した固形廃棄物リストに記載されています。当該リストは、以下の通り、本回覧に添付しております。

The Standard Club UK Ltd  
www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 02561548  
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG  
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: [pandi.london@ctplc.com](mailto:pandi.london@ctplc.com)

Managed by  
**Charles Taylor**



- 別紙 I：中国への輸入が禁止され、輸入ができない固形廃棄物のリスト
- 別紙 II：輸入制限の下、原料として使用可能な固形廃棄物のリスト。現在は、原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物の輸入許可を中国から得ることで輸入できますが、2021年1月1日以降、輸入は禁止されます。
- 別紙 III：輸入制限の対象ではなく、原料として使用可能な固形廃棄物のリスト。当該固形廃棄物も輸入許可を受けて輸入することができますが、2021年1月1日以降は輸入が禁止されます。別紙 II のリストに記載されている固形廃棄物との違いは、別紙 III 記載の固形廃棄物の輸入業者には、原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物の輸入許可を中国から得ることが義務付けられている点です。
- 別紙 IV：中国への輸入がすでに禁止されており、今後も禁止が継続する有害廃棄物のリスト

輸入制限は、固形廃棄物の輸入に関する行政措置に基づき、2011年8月1日から施行されている許可制度に準拠しています。

運送人は中国への固形廃棄物の輸送を引き受ける前に、荷送人に以下の提出を求める必要があります。

- (i) 該当する固形廃棄物の輸入許可証
- (ii) 固形廃棄物の輸入に関する荷受人の登録証明書
- (iii) 外国の固形廃棄物業者の登録証明書
- (iv) 輸入固形廃棄物の船積み前検査証明書

この許可制度は、2020年末まで実施されますが、2021年1月1日からは、全ての固形廃棄物の輸入が禁止される予定です。

海上輸送により中国へ輸入された固形廃棄物の返還と処分に関する責任を定めた従前の法律では、運送人が輸入業者を特定できない場合、輸入が禁止されている固形廃棄物の返還または処分費用について、運送人に責任を課していました（2015年改正法、第78条）。しかし、新改正法では、禁止されている固形廃棄物を輸入した場合または輸入禁止固形廃棄物リストに基づく輸入許可要件を順守していなかった場合、当該固形廃棄物の返還および処分について、運送人と輸入業者の双方に連帯責任を課しています。したがって、輸入業者が判明している場合であっても、運送人も責任を負う可能性があります。運送人および輸入業者が固形廃棄物の返還を拒否した場合、または3カ月以内に返還の手配を行わなかった場合には、管轄当局が輸入業者および運送人に対して廃棄物を返還するよう措置を講じます。なお、返還することができない固形廃棄物の場合または税関当局が返



還しないことを決定した場合については、関係当局が当該廃棄物を処分し、運送人および輸入業者はその費用について連帯して責任を負うことになります。

新改正法では、同法に違反した場合の罰金も大幅に増額しています。運送人が禁止されている固形廃棄物を中国領土内に輸入した場合または中国領土を經由して有害廃棄物を輸送した場合、新改正法は、運送人と輸入業者に対して 50 万元（約 71,000 米ドル）から 500 万元（約 71 万米ドル）までの罰金を科す場合があると定めています（第 115 条第 1 項）。この規定は、固形廃棄物の輸出地への返還を求める税関当局の命令に加えて適用されます。なお新改正法では、有害廃棄物を除く固形廃棄物を中国領土経由で輸送することを禁止していません。固形廃棄物（有害廃棄物を除く）を中国領土経由で輸送する場合、当該固形廃棄物が中国の港で荷揚げされない限り、運送人は税関に申告する必要はないものと解釈することができます。ただし、中国の港で荷揚げされ、中国領土経由で輸送される場合には、輸入許可を得る必要が生じます。

新改正法違反による罰金が大幅に増額されることを踏まえ、組合員の皆様が固形廃棄物の輸送を引き受ける場合には、記名式船荷証券（straight bill of lading）または海上貨物運送状（seaway bill）を発行し、その際、その船荷証券または運送状に記載の荷受人（consignee）の名称と上述の輸入許可証および登録証明書に記載の輸入業者の名称が一致しているか確認することをお勧めいたします。また、貨物について何らかの疑念がある場合、特に荷送人が過去に固形廃棄物を中国に輸送したことを組合員が把握している場合には、荷送人に対して、輸入許可証、登録証明書、船積み前検査証明書に加えて、廃棄物の税関コード（上述の固形廃棄物リストに税関コードが記載されている場合）の提示も求める必要があります。

輸入が禁止されている固形廃棄物の輸送によって、港での荷揚げ後に当該廃棄物に起因する環境汚染が生じた場合には、追加の罰金が科せられる場合があり、その額は、汚染損害による直接の経済的損失と同等から 3 倍、またはその事故が重大な性質のものであるとみなされた場合には、汚染損害による直接の経済的損失の 3 倍から 5 倍に相当する額として算定されることとなります（第 118 条）。なお、新改正法は中国海域内での海上輸送に起因する海洋環境汚染の防止および管理について規定するものではなく（第 2 条）、これについては中国の別の法律に準拠します。

新改正法は荷送人が輸入固形廃棄物について誤申告した場合を区別していませんが、運送人は誤申告が原因で科された罰金について、異議を申し立てることができます。中国行政処罰法（第 27 条第 2 項）によると、禁止された固形廃棄物の輸入が軽微な行為であると判断され、速やかな是正により有害な結果を招かなかつた場合には、行政処分が課されることはありません。

ただし、禁止固形廃棄物の返還および処分について、運送人が輸入業者と連帯で責任を負うことに変わりはありません。



中国の領土または海域で事故が発生した場合、当該船舶に積載されている貨物または当該船舶の船体および機械類も、固形廃棄物識別基準一通則（GB34330-2017）に基づき固形廃棄物として識別され、中国法に則って処分する必要がある可能性があります。それについては、貨物や船舶の損傷によるそれら本来の使用価値喪失の有無および原材料として当該船舶を二次的に使用可能か否かによって決まります。損傷を受けた貨物が修繕不能であって、本来の用途で再販売できない場合、または事故の結果、当該船舶の船体または機械類の一部を中国国内で解体するために売却する場合、それらは固形廃棄物として識別される可能性が高く、税関当局の監督に従って処分する必要があると思われる。P&I クラブの国際グループでは、そのようなケースについては個別に判断されることになるとの法的助言を受けています。

この地域で輸送を行う組合員の皆様は、固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律の対象となる可能性のある活動について、注意と警戒を怠らないようお願いいたします。税関は新改正法を施行するにあたり、貨物の検査および輸入固形廃棄物の検疫を強化することが予想されます。中国に廃棄物を輸送する依頼については、密輸の嫌疑をかけられ、その結果、法律違反による罰金を科せられることのないように、相当な注意を払い、入念に確認することをお勧めいたします。

新改正法に基づく要件に関してご不明点がある場合には、クラブの管理会社にお問い合わせください。本回覧には別紙 V および VI として、新改正法の英語版および中国語版を添付しています。

国際グループに所属するすべてのクラブが、同様の回覧を発行しています。

以上

**Jeremy Grose**  
**Chief Executive**  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
Email: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)